

名古屋市立桶狭間幼稚園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	名古屋市教育委員会
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話番号	052-961-1111
代表者氏名	名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠二

第2 利用施設

施設の種類	幼稚園
施設の名称	名古屋市立桶狭間幼稚園
施設の所在地	名古屋市緑区南陵102番地
連絡先	電話 052-621-6018 FAX 052-622-6098
管理者	園長 片岡 比呂美
開設年月日	昭和40年4月1日
開設時間	8:45~14:00 (預かり保育を実施する日は17:00)
対象児童	3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児
令和2年度 利用定員	3歳児(平成28年4月2日~平成29年4月1日生まれ) 40名 4歳児(平成27年4月2日~平成28年4月1日生まれ) 60名 5歳児(平成26年4月2日~平成27年4月1日生まれ) 60名

第3 施設の目的・運営方針

名古屋市立桶狭間幼稚園（以下、「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営します。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,820 m ²
	園庭	1,050 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	734.80 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	ひよこ組・りす組（3歳児クラス）、たんぽぽ組・さくら組（4歳児クラス）、ほし組・にじ組（5歳児クラス）
遊戯室	1室	
職員室	1室	※保健室と兼用
会議室	1室	
応接室	1室	

第5 職員の配置状況

本園では、「幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）」の定める基準を遵守し、教育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
教諭（主任）	1	1	—	
教諭	7	7	—	
技術職員	2	—	2	

※ その他、必要に応じて非常勤講師等を配置しております。

第6 職員の勤務体制

職種	勤務時間
園長及び教諭	午前8時30分～午後5時
技術職員	午前8時～午後4時30分までの6時間

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7 教育活動を行う日

教育活動を行う日は、月曜日から金曜日までです。ただし、国民の祝日及び下記の休業日を除きます。

休業日（令和元年度）

学年始め休業日	4月1日～4月6日まで
夏季休業日	7月21日～8月31日まで
冬季休業日	12月24日～翌年1月6日まで
学年末休業日	3月25日～3月31日まで
振替休業日	<p>運動会や生活発表会等の行事を休業日に行うときには、休業日を振り替えます。</p> <p>※ 日程については、別途お知らせします。</p> <p>【参考】元年度の振替休業日は下記のとおりです。</p> <p>6月 3日（地域行事参加 ※5歳児のみ）、</p> <p>6月10日（地域行事参加）、</p> <p>6月17日（保育参加）、10月7日（運動会）</p>
臨時の休業日	非常災害その他急迫の事情があるときや教育の実施上特に必要と認められるときには、臨時に休業日を設定することがあります。

第8 教育活動を行う時間

(1) 教育課程に係る教育（通常の教育時間）

曜日	教育時間	計
月	午前8時45分～午後2時00分	5時間15分
火	同 上	同 上
水	同 上	同 上
木	同 上	同 上
金	同 上	同 上
週 合 計 時 間		26時間15分

※ 年齢や時期に応じて適宜考慮します。

(2) 預かり保育

	預かり保育時間	計
月～金	午後2時00分～午後5時00分	3時間
長期休業中 （年末年始・学校 閉庁日等を除く）	午前9時00分～午後5時00分	8時間

※ 園行事等により、開催しない日もあります。

(3) 心身に障害のある園児の教育・保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 教育活動の内容

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。

本園では、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科科学省告示第62号)及び教育委員会が定める基準に基づき、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めます。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行います。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるように努めます。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として教育のねらいが総合的に達成されるよう努めます。
- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うように努めます。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成します。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境の構成に努めます。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにするよう努めます。

(4) 一日の流れ

時 間	活 動	
8 : 4 5 ~ 9 : 0 0	★ 登 園 ★ 指導計画に基づいた教育活動	○ 家の人と一緒に登園します。 ○ 先生や友達と一緒に遊びます。 ～ ままごと、積み木、ブロック、電車ごっこ、紙や空き箱などを使った製作、かけっこ、砂遊び、鬼ごっこ、自然物を使った遊び、水遊びなど ～
1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0 ごろ		○ 遊んだあとは片付けをします。 ○ 先生やクラスの友達と一緒に行事や遊びを楽しみます。 ～ みんなで、歌を歌ったり、ゲームを楽しんだりします。～
1 2 : 3 0 ごろ	★ 昼 食 ★ 指導計画に基づいた教育活動	○ クラスの友達や先生と一緒に弁当を食べます。 ○ 昼食後、先生や友達と遊びます。 ～ ボール遊び、フープ、なわとび、滑り台、鉄棒、三輪車、ままごと など ～
1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 0 0		○ 先生に絵本や紙芝居を読んでもらいます。 ○ 今日の出来事や明日のことを先生と一緒に話合います。
1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 ごろ	★ 降 園 ☆ 園庭開放	○ 家の人と一緒に降園します。 ○ 園庭で家の人や友達と遊びます。 ※ 預かり保育を利用するお子さんは預かり保育の部屋へ行きます。
1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	☆ 預かり保育	○ 子育て支援の一環として園で預かり保育を行っています。

(5) 年間行事計画

月	一般行事	保健・安全指導行事	保護者対象行事
4	入園式 一学期始業式 開園記念日 誕生会	避難訓練	学級懇談会 新入園児個人懇談会 保育参加・父母の会総会 父母の会委員会
5	絞り講習会（5歳児） 親子遠足 誕生会	避難訓練 内科検診 身体測定（2測） かけまわし訓練 （あんしんメール使用） 歯科検診	弁当参加及び保護者会（3・4歳児） 親子遠足 かけまわし訓練（あんしんメール使用） 父母の会委員会
6	絞りまつり参加（5歳児） 桶狭間古戦場祭り参加 じゃがいも掘り、カレーライス会食 誕生会、買い物（5歳児） プラネタリウム見学（5歳児）	避難訓練 尿検査	保育参加 父母の会委員会
7	七夕、誕生会 一学期終業式、夏季休業	避難訓練	個人懇談会 保護者会 父母の会委員会
8			
9	二学期始業式 親子交通安全教室（5歳児） おじいさんおばあさんと遊ぶ会 ディサービス訪問（5歳児）、誕生会 買い物（5歳児）	防災訓練・避難訓練 （帰宅訓練） 身体測定（2測）	防災訓練（帰宅訓練） 親子交通安全教室（5歳児） 父母の会委員会 家庭教育セミナー
10	運動会、地域の人と触れ合う会 南陵小学校との交流会（5歳児） 芋掘り（4・5歳児）、誕生会 交流運動会（隔年）、散歩（3・4歳児）	避難訓練 （2次避難）	運動会 芋掘り（5歳児） 父母の会委員会
11	遠足（4・5歳児） 誕生会、買い物（5歳児）	避難訓練 （緊急地震速報）	保育参観及び学級懇談会 父母の会委員会
12	人形劇鑑賞会、教育祭（隔年） お楽しみ会（クリスマス）、もちつき 保育園との交流（5歳児） 誕生会、二学期終業式、冬季休業	防犯訓練 避難訓練	個人懇談会 もちつき PTA発表会、保護者会 父母の会委員会
1	三学期始業式 有松小学校との交流（5歳児） 誕生会	身体測定（2測） 避難訓練	父母の会委員会 講習会
2	豆まき、生活発表会（4・5歳児） 桶狭間小学校参観（5歳児） 親子で遊ぶ会（3歳児） 誕生会、買い物（5歳児） 保育園との交流（5歳児）	避難訓練	生活発表会（4・5歳児） 親子で遊ぶ会（3歳児） 学級懇談会
3	ひなまつり、親子園内清掃、誕生会 お別れ会、修了式（5歳児） 遠足（3・4歳児） 三学期終業式（3・4歳児） 学年末休業	避難訓練	親子園内清掃 保護者会 父母の会委員会

※ 月、内容については事情によって変更となる場合もあります。詳細は「月のお知らせ」でお知らせします。

(6) 障害のある幼児の指導

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な幼児を幼稚園で受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、障害児に対する理解を深めます。

(7) 預かり保育

通常の教育時間後や長期休業期間中などに園児のうち希望者を対象に預かり保育を実施します。

預かり保育では、家庭や地域における幼児の生活を考慮し、落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、担当の先生や異年齢の友達と一緒に過ごします。

(8) 子育て支援事業

文化的体験、自然体験、社会体験などの様々な体験を通して、園児の豊かな感性を育む、幼稚園心の教育推進プランを実施しています。

また、未就園児への園舎や園庭の開放や「遊びの会」・子育て相談などの事業を実施します。

※ 預かり保育及び子育て支援事業の実施日については、別途お知らせします。

第10 利用料金

教育の実施に要する実費にかかる利用者負担額として、別表に掲げる費用をお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

第11 利用の終了に関する事項

退園の際には、その理由を付して、保護者署名のうえ、園長に届け出てください。

第12 病気・けがへの対応

(1) 園医等

園医	鬼頭 靖
歯科医	新美 啓子
薬剤師	近藤 健太郎

(2) 災害共済給付制度への加入

園児には、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時に加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛金をいただきます。これにより、保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが(第三者行為は除く)の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。

第13 緊急時等の対応方法

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は下記の医療機関への連絡を行います。

かかりつけ医など、指定の医療期間がある場合には、あらかじめお知らせください。

内科・小児科・外科

医療機関の名称	まつもとクリニック
医師名	松本 清
所在地	名古屋市緑区桶狭間神明1702
電話番号	052-624-8600

外科

医療機関の名称	鬼頭医院
医師名	鬼頭 靖
所在地	名古屋市緑区桶狭間2015
電話番号	052-623-2106

歯科

医療機関の名称	神の倉歯科
医師名	新美 啓子
所在地	名古屋市緑区藤塚1丁目608-1
電話番号	052-878-9219

第14 非常災害対策

【名古屋市に暴風警報が発表された場合】および【名古屋市に特別警報が発令された場合】

- 1 午前6時までに警報、避難勧告、避難指示、特別警報が解除されない場合は、午前中の保育を中止します。
- 2 午前6時から午前11時までに警報、避難勧告、避難指示、特別警報が解除された場合は、午後の保育をします。昼食をすませて12時30分までに登園させてください。
- 3 午前11時を過ぎても警報、避難勧告、避難指示、特別警報が解除されないときは、その日の保育を中止します。
- 4 保育時間中に警報が発表された場合は、すぐに降園させますので、迎えに来てください。
- 5 保育中に避難勧告、避難指示、特別警報が発令された場合は、園児は幼稚園で待機します。安全確認をした上で、保護者に連絡をします。

○ 教育委員会が前日に休園を決定した場合、平日・土日祝を問わず、前日12時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール」または、「教育委員会ホームページ」で休園をお知らせします。

○ 前日に、教育委員会が休園措置を決定した場合、当日に暴風警報が解除されてもその日は休園となります。

【名古屋市に大雨・洪水・高潮・大雪警報が発表された場合】

- 1 原則として、平常どおり保育をします。ただし、各家庭により事情が違うので、保護者の判断で登園してください。
- 2 登園が危ぶまれる場合は、幼稚園から緊急連絡網（なごやっ子あんしんメール）でお知らせすることもあります。
- 3 登園を遅らせる場合、降園を早くする場合など、変更のある場合は、緊急連絡網（なごやっ子あんしんメール）でお知らせします。

- ラジオ・テレビ等の情報で判断していただき、幼稚園への問い合わせ電話は、ご遠慮ください。
- 注意報については、上記の事項は関係ありません。
- 警報発表中は、お子さんを外に出さないようご注意ください。
- 警報発表中は、市教育委員会からの放送がある場合もありますのでご注意ください。

避 難 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回実施します。 ・津波避難訓練は、年1回以上実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

【Jアラートを通じて緊急情報が出された場合の対応】

① 愛知県に、「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」が出された場合

登園前	<p>自宅で安全確保</p> <p>続報によって安全が確認されたら、登園</p>
登園中	<p>近くの建物等で安全確保</p> <p>続報によって安全が確認されたら、そのまま登園</p>
在園中	<p>幼稚園で安全確保</p>
降園中	<p>近くの建物等で安全確保</p> <p>続報によって安全が確認できたら、そのまま降園</p>

② 発射情報に引き続き、「落下場所等についての情報（日本の領土・領海に落下）」が出された場合

引き続き屋内に避難する必要があるため、自宅待機中の場合は登園を見合わせ、安全が確保されるまで、休業とします。

幼稚園に園児等がいる場合は、安全が確認されるまで、幼稚園で待機させます。

登降園中は、安全確保に努めてください。

いずれの場合も、Jアラートによる続報に注意することが大切です。

③ 発射情報に引き続き、「ミサイル通過情報」または、「落下場所等についての情報（日本の領海外の海域に落下）」が出された場合

屋内に避難する必要がなくなるため、自宅待機中の場合は、地域の安全を確認し、「なごやっ子あんしんメール」等で、登園する時刻についてお知らせします。

幼稚園に園児等がいる場合は、通常保育となります。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長・主任 苦情受付担当者 園長・主任
名古屋市教育委員会指導部 指導室（幼稚園担当）	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話 052-972-3234 FAX 052-972-4177 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.0℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いします。
- (3) 学校において予防すべき感染症の疾患の場合は医師の診断をもとに出席停止となります。
感染症は法律で定められており、医師の判断をもとに出席停止となります。分かり次第すぐに幼稚園に届けてください。また、医師の許可を受けてから登園してください。

〔主な感染症〕

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・水痘（水ぼうそう）・結核・赤痢・チフス・流行性角結膜炎・手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）など

- (4) 登降園の時は必ず職員に一言かけてください。
- (5) 欠席の場合は、8時30分までに必ず連絡してください。なお、通常の連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は前もって連絡してください。

※ この重要事項説明書の内容は、令和2年4月現在の情報です。

【別 表】

1 教育の提供に要する実費に係る利用者負担金（令和元年度の場合）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
新年度用品代	色帽子・布名札など、園児が主に個人で使用する教材・教具のうち、年度の初めに一括購入するものについて、その実費を徴収する。	3歳児 2,500円 4歳児 1,700円
用品費及び文房具費	教育活動で使用する絵本・教材・用品の費用について、その実費を徴収する。	月額 750円
行事参加費	運動会、誕生会やクリスマス会等の行事の実施に際し、その実費を徴収する。	月額 1,100円
その他の費用	本園の利用において随時必要とされるものに係る費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるものについて、その実費を徴収する。	その都度本園が定める額

※ 金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。

2 預かり保育にかかる利用者負担

項目	預かり時間	金額
預かり保育利用料	3時間まで	日額 250円
	6時間まで	日額 500円
	8時間まで	日額 700円
おやつ代・教材費	—	日額 100円

※ 「保育の必要性の認定（施設等利用給付2号認定）」について申請し認定を受けた方は、利用日数に応じて最大月額11,300円まで「預かり保育利用料」が無償化されます（「おやつ代・教材費」は無償化の対象外）。この場合は、上記表に基づく額を一度お支払いいただいた後、無償化の対象額について名古屋市から保護者の方にお支払いすることとなります。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る利用者負担額
年額 205円